

平成29年10月1日より三重県内における

雇用保険電子申請事務処理を

「三重労働局雇用保険電子申請事務センター」

で、行うことになりました。

三重県内の各ハローワークで行っている、雇用保険適用関係業務の電子申請手続きの事務処理の迅速化・効率化を図るため、平成29年10月1日から一部の雇用保険電子申請の事務処理(申請受理から審査・決定まで)を三重労働局雇用保険電子申請事務センターで集中化して行います。

### 電子申請とは

インターネットを用いて雇用保険の各種手続きを行うことであり、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口【e-Gov】を通じて行うことです。

詳細はこちら



電子政府の総合窓口【e-Gov】のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>

ハローワークへ書類持参のうえ雇用保険手続きを行うこととは異なりますので、ご注意ください。

### 電子申請のメリットは

- 365日、24時間いつでも申請できます。
- 自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- 時間やコストの節減になります。

## <ご注意ください>

1. 電子申請の提出先は、これまでどおり管轄ハローワークになります。  
(電子申請画面(基本情報画面)での提出先は、管轄ハローワークを選択してください。)
2. 届出種類や事務処理の内容によって、電子申請事務センター、又は、管轄ハローワークより確認連絡をすることがあります。  
(例)「雇用保険適用事業所設置届」の申請など。
3. 事務集中化に伴い、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。  
(例)「定年退職の方の被保険者資格喪失確認」手続き・・・定年規定部分の就業規則(写)の添付

【注意!】上記に係る部分、その他、記載内容の誤り等、不備がある場合は、原則「修正指示」における書類の再提出をお願いすることがあります。

三重労働局雇用保険電子申請事務センター

〒514-0033

三重県津市丸之内26-8 津合同庁舎

☎ 059-213-1020

FAX 059-222-1192

開庁日・時間 : 平日8:30~17:15 (土日祝祭日、年末年始を除く)



三重労働局職業安定課

公共職業安定所(ハローワーク)